

学校法人徳島城南学園寄附行為

第一章 総 則

(名称)

第一条 この法人は、学校法人徳島城南学園と称する。

(事務所)

第二条 この法人は、事務所を徳島県板野郡板野町犬伏字蓮花谷一〇〇番地に置く。

第二章 目的及び事業

(目的)

第三条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、私立学校を設置することを目的とする。

(設置する学校)

第四条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- 一 徳島工業短期大学自動車工業学科

第三章 役員及び理事会

(役員)

第五条 この法人に、次の役員を置く。

- 一 理事五人以上七人以内（理事のうち一名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。）

- 二 監事 二人

2 この法人には顧問を置くことができる。

顧問は理事会において推薦し、重要事項に関し諮問に応ずるものとする。

(理事会)

第六条 この法人の業務の決定及び理事の職務執行の監督は、理事をもって組織する理事会によって行う。

2 理事会は、理事長が招集する。

3 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

4 理事長は、理事の三分の一以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合にはその請求のあった日から七日以内にこれを招集しなければならない。

5 理事長が前項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。

6 第十条第四項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

7 理事会は、理事の三分の二以上の出席がなければ議事を開き議決することができない。ただし、第十項の規定による除斥のため三分の二に達しないときは、この限りではない。

8 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって予め意思の表示したものは出席とみなす。

9 理事会の議事は、法令に特別の規定がある場合及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数で決し可否同数のときは議長の決するところによる。

10. 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(業務の決定の委任)

第六条の二 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であつて、予め理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(理事長の職務)

第六条の三 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(理事の代表権の制限)

第七条 理事長以外の理事は、この法人の業務についてこの法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第八条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において指名された理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(理事の選任)

第九条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 徳島工業短期大学長
- 二 評議員のうちから評議員会において選任した者二人以上三人以内
- 三 学識経験者のうち理事会において選任した者二人以上三人以内

2 前項第一号及び第二号の理事は、学長又は評議員の職を退いたときは理事の職を失うものとする。

(監事の選任及び職務)

第十条 監事は、この法人の理事、職員（学長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）、評議員又は役員配偶者若しくは三等以内の親族以外の者であつて、理事会において選出した候補者の中から、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2 前項の選任に当たつては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

3 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- 一 この法人の業務の状況を監査すること。
- 二 この法人の財産の状況を監査すること。
- 三 この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。

四 この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二ヶ月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

五 第一号から第三号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。

六 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。

七 この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

4 前項第六号の請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から二週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事

会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

5 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(役員任期)

第十一条 役員（第九条第一項第一号に掲げる理事を除く。）の任期は、四年とする。

ただし、補欠の役員の任期は前任者の残任期間とすることができる。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、任期満了の後でも後任の役員が選任されるまでは、なおその職務（理事長にあつては、その職務を含む。）を行う。

(議事録)

第十一条の二 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席理事のうちから互選された二名以上が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

(役員解任及び退任)

第十一条の三 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の四分の三以上出席した理事会において、理事総数の四分の三以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

一 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。

二 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

三 職務上の義務に著しく違反したとき。

四 役員たるにふさわしくない重大な非行があつたとき。

2 役員は次の事由によって退任する。

一 任期の満了

- 二 辞任
- 三 死亡
- 四 私立学校法第三十八条第八項第一号又は第二号に掲げる事由に該当するに至ったとき

第四章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第十二条 評議員会は、十一人以上十五人以内をもって組織する。

2 評議員会は、理事長が招集する。

3 評議員会に議長を置き、評議員の互選で定める。

4 理事長は、評議員総数の三分の一以上の評議員から会議に付議すべき事柄を示して評議員会の招集を請求された場合にはその請求のあった日から二十日以内にこれを招集しなければならない。

5 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければその議事を開き、議決することができない。ただし、第九項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。

6 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は出席した者とみなす。

7 評議員会の議事は法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

8 議長は、評議員として議決に加わることができない。

9 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(議決事項)

第十三条 (削除)

(諮問事項)

第十四条 次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- 一 予算及び事業計画
- 二 事業に関する中期的な計画
- 三 借入金（当該会計年度間の収入をもって償還する一時借入金を除く）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- 四 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- 五 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- 六 寄附行為の変更
- 七 合併
- 八 目的たる事業の成功の不能による解散
- 九 剰余金の処分に関する事項
- 十 寄附行為の施行細則に関する事項
- 十一 寄付金品の募集に関する事項
- 十二 その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

（評議員の選任）

第十五条 評議員は、次の各号に掲げる者とする

- 一 徳島工業短期大学の学長
 - 二 この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから評議員会において選任した者三人以上五人以内
 - 三 この法人の設置する学校を卒業した者で年令二十五歳以上のものうちから理事会において選任した者三人以上四人以内
 - 四 学識経験者のうちから理事会において選任した者四人以上五人以内
- 2 前項第一号及び第二号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

（任期）

第十六条 評議員の任期は、四年とする。ただし欠員を生じた場合の補欠評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 評議員は、再任されることができ。

3 評議員は、その任期満了の後も後任者の選任されるまでは、なおその職務を行う。

(議事録)

第十六条の二 第十一条の二の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において「理事」とあるは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員の解任及び退任)

第十六条の三 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の三分の二以上の議決により、これを解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

二 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 評議員は次の事由によって退任する。

一 任期の満了。

二 辞任。

三 死亡

第五章 資産及び会計

(資産)

第十七条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第十八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来基本財産に

編入された財産とする。

4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。（基本財産等の処分制限）

第十九条 基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金は、これを消費し、又は担保に供してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない事由があるときは、理事の三分の二以上の同意を得て、その一部に限り処分することができる。

（積立金の保管）

第二十条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な銀行に定期預金とし、もしくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

（経費の支弁）

第二十一条 この法人の設置する学校の経営に要する経費は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入、実験・実習費収入、施設拡充費収入、その他の運用財産をもって支弁する。

（会計）

第二十二条 削除

（予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画）

第二十三条 予算及び事業計画は毎会計年度開始前に理事長において編成し、理事会において出席した理事の三分の二以上の同意がなければならぬ。これに重要な変更を加えようとするときも同様とする。

2 事業に関する中期的な計画は、五年以上七年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の三分の二以上の同意がなければならぬ。これに重要な変更を加えようとするときも同様とする。

（決算及び実績の報告）

第二十四条 決算は、毎会計年度終了後二月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 決算及び事業の実績は、毎会計年度終了後二月以内に理事長において監事の意見を付して評議員会に報告し、その意見を求めなければならぬ。

3 学校関係の決算上剰余金を生じたとき、その一部又は全部を基本財産中の積立金に編入し、又は次会計年度に繰越すものとする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第二十五条 予算をもつて定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事の三分の二以上の同意がなければならない。

借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く)についても同様とする。
(財産目録等の備付及び閲覧)

第二十五条の二 この法人は、毎会計年度終了後二月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿(理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。)を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類及び第十条第三項第四号の監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があつた場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所にかかる記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

第二十五条の三 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなくてはならない。

一 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届け出をしたとき 寄附行為の内容

二 監査報告書作成したとき 当該監査報告書の内容

三 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿(個人の住所にかかる記載の部分を除く。)を作成したとき これらの書類の内容

四 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

(役員報酬)
第二十五条の四 役員に対して、別に定める報酬等の基準に従つて算定した額を報酬等として支給することができる。

(資産総額の変更登記)

第二十五条の五 この法人の資産の総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後三月以内に登記しなければならない。

第六章 (収益を目的とする事業) 削除

(種類)

第二十六条 削除

(事業理事)

第二十七条 削除

(収益の使用)

第二十八条 削除

第七章 解散

(解散)

第二十九条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

一 理事会における理事総数の三分の二以上の議決及び評議員会の議決

二 この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席理事の三分の二以上の議決

三 合併

四 破産

五 文部科学大臣の解散命令

2 前項第一号の事由による解散にあつては、文部科学大臣の認可を同項第二号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第三十条 解散(合併または破産による解散を含む)した場合における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の三分の二以上の同意によって選定された国、地方公共団体、学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第三十一条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の三分の二以上の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第八章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第三十二条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において理事の総数の三分の二以上の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定に関わらず、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第九章 公告の方法その他

(公告の方法)

第三十三条 この法人の公告は、学校法人徳島城南学園の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第三十四条 この寄附行為の施行についての細則は、理事会において定める。

(書類及び帳簿の備付)

第三十五条 この法人は、第二十五条の二第二項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を常に備えておかなければならない。

一 役員及び評議員の履歴書

二 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類

三 その他必要な書類及び帳簿

(責任の免除)

第三十六条 役員が任務を怠ったことによつて生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によつて免除することができる。

(責任限定契約)

第三十七条 理事（理事長、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによつて生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金五万円以上であらかじめ定められた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事（理事長）	近藤安次郎
理事	近藤阿佐市
理事	外山 邦宗
理事	星合 克夫
理事	鶴田 常吉
理事	添田 喬
理事	武田 勝雄
監事	市川与一郎
監事	竹田 義明

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成十八年三月十五日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成二十六年六月三十日）から施行する。

附 則

令和二年三月十六日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和二年四月一日から施行する。

寄
附
行
為

